

令和6年度防災服リニューアル業務

公募要領

この要領は、徳島県危機管理部危機管理政策課が、防災服のリニューアルを行う事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を求めるために必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度防災服リニューアル業務

(2) 業務内容

別添「令和6年度防災服リニューアル業務 仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

(4) 見積限度額

16,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) スケジュール

令和6年 4月26日（金） 公募開始

令和6年 5月20日（月） 午後5時まで 参加申込締切、質問受付締切

令和6年 6月10日（月） 午後5時まで 企画提案書等の提出締切

令和6年 6月中旬 審査委員会

プレゼンテーション開催（日時は別途通知）

令和6年 6月中旬 審査結果通知

令和6年 6月中旬 契約締結

令和6年10月 8日（火） 一回目納入期限

令和6年12月27日（金） 二回目納入期限

2 参加資格要件

このプロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。

(3) 役員に、次の①又は②のいずれの事項にも該当する者がいないこと。

① 破産者で復権を得ない者

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(4) 次の①から④までのいずれの事項にも該当する者でないこと。

① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ④ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統治下にある団体でないこと。
- (6) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと認められる者ではないこと。
- (7) 国税および地方税等を滞納していないこと。
- (8) 徳島県内に本店または支店を有する者であること。

3 企画提案参加の手続き等

(1) 提出場所、問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地（徳島県庁4階）

徳島県危機管理部危機管理政策課危機管理担当

電話：088-621-2713

ファクシミリ：088-621-2987

E-mail：kikikanriseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

(2) 参加申込書等の提出方法

①用紙サイズはA4版とする。

②提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 参加団体の概要・業務実績（様式第3号）

エ 履歴事項全部証明書

提出日において発行日から30日以内のもの。写しでも可。

※個人事業主の場合は開業届のコピー。

オ 直近の事業年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
またはこれに類するもの。

カ 直近の納税証明書（国税・県税）

③提出方法

各1部を持参又は郵送（電子メール可）する。

④提出期限

令和6年5月20日（月）午後5時必着

(3) 質問受付

①質問内容

原則として、業務内容や手続きに関する事項に限るものとし、他の参加者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。

②質問方法

質問書（様式第7号）により行うものとし、上記「(1) 提出場所、問合せ先」のメールアドレス宛てに、質問書（様式第7号）を送付すること。

なお、電子メール送信後には、電話にて着信の確認を行うこと。

③質問受付期間

令和6年5月20日（月）午後5時まで

④質問に対する回答

質問者に、電子メールにより令和6年5月24日（金）までに回答するとともに、徳島県ホームページ（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>）に回答を掲載する。

(4) 企画提案書等の提出方法

①用紙サイズはA4版、長辺綴じ（A4での作成が適当でない場合はA3折込使用も可）とする。

②提出書類等

ア 企画提案書（様式第4号）

- ・企画提案書（様式第4号）においては、デザイン案を添付すること。
- ・デザイン案の提案は1事業者1案とする。
- ・防災服の正面、後面、側面が分かるデザイン画を添付すること。
- ・企画提案書は様式第4号に定める事項について網羅されていれば、任意の様式を使用して差し支えない。ただし、企画提案書（様式第4号）を含め20ページを上限とする。

イ 見積書（様式第5号）

- ・見積書（様式第5号）には経費内訳（上衣、下衣、帽子、ベルト）を記載すること。

ウ サンプル品

- ・デザイン案と同等の性能を有するサンプル品を提出すること。

③提出方法

- ア、イ 7部（正本1部、副本6部）を持参又は郵送すること。
- ウ 1点を持参又は郵送すること。

④提出期限

- ア、イ、ウ 令和6年6月10日（月）午後5時必着

(5) その他

①企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。

②提出された書類については返却しない。

③提出されたサンプル品については後日、返却する。

④参加申込書提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式第6号）を令和6年6月6日（木）正午までに提出すること。

4 選定方法等

(1) 県は、企画提案等の内容について順位を決定するため、令和6年度防災服リニューアル業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 選定委員会は、企画提案書の内容について審査し、順位を決定するものとする。なお、選定の際はプレゼンテーションを実施することとし、日程については対象者へ別途連絡を行う。

(3) プレゼンテーション

企画提案に基づくプレゼンテーションは、次のとおり実施する。

ア 持ち時間は質疑応答を含め、1事業者につき20分以内とし、1事業者3名までの参加とする。

イ 企画提案の説明は、提出した企画提案書に基づき、15分以内とする。

ウ 説明の際に補足資料を用いる場合は、提案者が持参することとし、部数は7部とする。

エ 説明の順番は、提出順により決定することとし、プレゼンテーション当日は予定時間の15分前に集合すること。

(4) 審査の観点

- ① 業務の目的・内容を十分に理解した提案内容となっているか。
- ② 徳島県であることが一目で識別でき、防災服としてふさわしいデザインであるか。
- ③ 提案者が防災服に必要とされる機能を十分に満たす服を納入できると考えられるか。
- ④ 環境に配慮された製品となっているか。
- ⑤ 実施スケジュールが具体的で確実に履行できるか。
- ⑥ 見積額は適当であるか。
- ⑦ 官公庁に対して、同種の製品が導入された実績があるか。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果は委託候補者の選定後、全ての参加者に、文書により通知するとともに、徳島県ホームページに掲載を行う。なお、審査経過については公表しない。

5 誓約書の提出

- (1) 本公募型プロポーザルに参加を希望する場合は、参加申込書(様式第1号)提出時に、誓約書(様式第2号)を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書(様式第2号)を提出せず、又は虚偽の記載をし、若しくは誓約書に反することとなったときには、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

6 契約締結

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うこととする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。